

消 防 予 第 6 6 号
平成 2 7 年 2 月 1 8 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

検定対象機械器具等の型式適合検定の合格表示の表示の方法について

検定対象機械器具等が型式適合検定に合格したものである旨の表示（以下「合格表示」という。）については、消防法（以下「法」という。）第 21 条の 9 第 1 項及び消防法施行規則（以下「規則」という。）第 40 条の規定に基づき、規則別表第 3 においてその様式が規定されており、その表示の方法は、「消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（昭和 54 年消防予第 54 号。以下「54 号通知」という。）の第 3 及び「検定対象機械器具等の個別検定合格表示の表示方法の改正について」（平成 7 年消防予第 38 号。以下「38 号通知」という。）により、運用しているところです。

今般、「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成 25 年政令第 88 号。以下「改正政令」という。）において住宅用防災警報器が新たに検定対象機械器具等に追加され、また、「消防法施行規則の一部を改正する省令」（平成 25 年総務省令第 21 号）により規則別表第 3 が改正されたことを踏まえ、法第 21 条の 9 第 1 項の規定に基づき合格表示を付す日本消防検定協会が消防庁と協議の上、合格表示の表示の方法について、別添のとおり取りまとめた旨の連絡がありましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に十分ご配慮頂きますとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、周知していただきますようお願いいたします。

記

1 合格表示の表示の方法に関する事項について

- (1) 改正政令により新たに検定対象機械器具等となった住宅用防災警報器の合格表示の表示の方法は、合格ラベルの貼付又はレーザー印刷（レーザーの照射により検定対象機械器具等の本体に合格表示を印刷する方法）としたこと。
- (2) 日本消防検定協会が消防庁と協議のうえ定める合格表示の表示の方法については、別添に定めるもののほか、検定業務規程に定めることとされているので参照されたいこと。

2 その他について

本通知をもって、54号通知の第3及び38号通知を廃止とすること。

消防庁予防課規格係

担当：巴

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

別添 合格表示の表示の方法

種別	表示方法	合格表示
消火器 火災報知設備の感知器又は発信機 中継器 受信機 金属製避難はしご	合格ラベルの貼付	 10ミリメートル
緩降機	合格ラベルの貼付	 12ミリメートル
消火器用消火薬剤 泡消火薬剤	押印	 15ミリメートル
閉鎖型スプリンクラーヘッド	合格ラベルの貼付	 3ミリメートル
流水検知装置 一斉開放弁	刻印	 8ミリメートル
住宅用防災警報器	合格ラベルの貼付	 8ミリメートル
	レーザー印刷	 8ミリメートル

備考 合格ラベルの貼付による合格表示は、規則に定める様式に加え、発行枚数に応じた記号（アルファベット）を付すものとする。